

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日及び平成 26 年 6 月 24 日の閣議決定）の今期におけるフォローアップについて

平成 27 年 1 月 28 日
規 制 改 革 会 議

1 趣旨

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日及び平成 26 年 6 月 24 日の閣議決定）の I の 7 において「内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。」とされていることを踏まえ、両実施計画の平成 26 年度末のフォローアップについて、以下の要領で行うこととする。

2 フォローアップ要領

- (1) フォローアップ対象は、規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（以下単に「実施計画」という。）に掲げる全ての事項とする。

また、第 36 回規制改革会議（平成 26 年 9 月 16 日開催）において、重点的フォローアップ対象とした事項のうち、「⑮改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討」については、「改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準に関する意見」（平成 26 年 6 月 13 日規制改革会議）に対する取組状況を確認する。

- (2) これらの事項について、所管省庁に平成 26 年度末の措置状況、実施状況、今後の予定について報告を求める。

報告様式については、第 36 回規制改革会議で重点的フォローアップ対象とした事項については別添 1、それ以外の事項については別添 2 とする。

※「措置状況」は次の区分により分類する。

措置状況	基準
措置済	実施計画に定められた内容を完了したもの
未措置	実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	実施計画に定められた内容の実現に向けて、具体的な検討を開始しているが、いまだ結論が得られていないもの
未検討	「今後、〇〇〇審議会において検討する予定」など、一般的な予定はあるが、当該年度に具体的な検討が予定されていないもの等
－	実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

- (3) 重点的フォローアップ対象とした事項の実施状況については、規制改革会議において、所管省庁からの報告内容、これまでの規制改革会議及びワーキング・グループでの検討などを踏まえ、以下の区分により評価する。

評価区分	判断基準
解決済み	<ul style="list-style-type: none"> 運用段階以前の事項であって、実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了しているもの 運用段階に入っている事項であって、実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
要フォロー継続	<ul style="list-style-type: none"> 運用段階以前の事項であって、現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度（政省令・通達レベルなども含め）が未整備であるため、引き続きフォローが必要なもの
要改善	<ul style="list-style-type: none"> 制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

- (4) 重点的フォローアップ対象外の事項については、内閣府がワーキング・グループに報告する。

3 答申への反映

重点的フォローアップ対象事項のうち「要改善」としたものは、新規事項として位置づけ、6月を目途に取りまとめる答申に盛り込むこととする。

4 フォローアップのスケジュール

平成27年	1月	規制改革会議で実施方針について説明
	3月	所管省庁に調査依頼
	4月	所管省庁からの調査回答期限
	4月～5月	所管省庁からの回答をワーキング・グループ等において精査
	6月（目途）	調査結果の取りまとめ 規制改革会議に報告・公表

【重点的フォローアップ事項】

別添1

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況	実施状況	今後の予定	評価	規制改革会議としての指摘事項
1	①新たな保険外併用の仕組みの創設 困難な病氣と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設①	困難な病氣と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認の医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養(仮称)」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。 ① 安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築 未承認の診療に関する豊富な知見を有する臨床研究中核病院と患者に身近な地域の医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら、患者からの申出に係る診療をできる体制を構築する。 具体的には、「患者申出療養(仮称)」として前例がある診療については、臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関(予定協力医療機関)が、患者からの申出を受け、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請(共同研究の申請)する。申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断し、受診できないようにする。 前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則6週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関(協力医療機関)として申請(共同研究の申請)する場合は、その医療機関で受診できるようにする。 その際、国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や手続を迅速かつ効率的に進めるため、運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討する。	平成27年度措置(次期通常国会に関連法案の提出を目指す)	厚生労働省		所管省庁が作成したものを、内閣府がワーキング・グループに報告	ワーキング・グループにおいて作成、規制改革会議に報告		

【重点的フォローアップ以外の事項】

別添2

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況	実施状況	今後の予定
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築							
32	医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携	都道府県が、医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の見直し時期を一致させるとともに、相互の関係性をより明確にすることを検討し、結論を得る。	次期医療保険制度改正において検討・結論	厚生労働省		所管省庁が作成したものを、内閣府がワーキング・グループに報告	
33	医療計画における保険者の視点の導入	医療計画の策定に当たり、保険者の意見を取り入れる仕組みを構築する。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成27年4月1日)施行に合わせ措置	厚生労働省			

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）

I 共通的事項

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抄）

I 共通的事項

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

規制改革会議における審議事項について

2. これまでに取り組んだ改革に総仕上げ（重点的フォローアップ）

(1) 制度改正前のものであり、制度検討の内容をフォローするもの

- ① 新たな保険外併用の仕組みの創設
- ② 介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットィング確立
- ③ 革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善
- ④ 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築
- ⑤ 一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備
- ⑥ 保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入
- ⑦ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備
- ⑧ 有料職業紹介事業等の規制の見直し
- ⑨ 労使双方が納得する雇用終了の在り方
- ⑩ ダンスに係る風営法規制の見直し
- ⑪ ビックデータ・ビジネスの普及
- ⑫ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
- ⑬ 農業関連規制の見直し
- ⑭ 外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し
- ⑮ 改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討

(2) 制度改正済のものであり、運用状況をフォローするもの

- ① 介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットィング確立
- ② 一般用医薬品のインターネット販売
- ③ 老朽化マンションの建て替え等の促進
- ④ 次世代自動車関連規制
- ⑤ 農地中間管理機構の創設

改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準に関する意見

平成 26 年 6 月 9 日
規 制 改 革 会 議

一 はじめに 営業の自由（憲法 22 条 1 項）との関係

タクシーの供給過剰による運転者の賃金水準の回復等を目的として、平成 26 年 1 月 27 日より改正タクシー特措法（以下「法」という）が施行された。

法では、指定された営業地域（特定地域・準特定地域）においては、新規参入および増車に対する規制、および公定幅運賃制度が適用されることとなっており、特に特定地域に指定されると、新規参入・増車が禁止され、また強制力のある供給削減措置が可能となる。その立法趣旨は、特定地域のタクシーの供給を削減することにより、タクシー事業の健全な経営を維持し、安全性や利用者の利便をはかることにあるとされている。

現在、特定地域の指定基準についての検討作業が行われているが、本規制は新しい事業者の参入が禁止されるとともに、既存事業者間の競争を厳しく抑制するものであり、営業の自由（憲法 22 条 1 項）を不当に制限することや、タクシーを利用する消費者の利便性を損なうことが危惧される。

このため、改正タクシー特措法における特定地域の指定基準については、行政の裁量権の範囲の逸脱またはその濫用にならないよう慎重に設定すべきである。その意味において現在、国交省が策定している基準は以下のとおり問題があり、裁量権の範囲を逸脱し、またはそれを濫用しているおそれがある。

二 特定地域指定基準の問題点

（1）指定基準の考え方

そもそも、特定地域の指定要件は、厳格に定められている。すなわち、「供給過剰であって、タクシー一台あたりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況、事故の発生状況に照らし、供給運送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、運送の安全及び利用者の利便の確保、地域公共

交通としての機能の十分な発揮が困難であり、事業者の取組を中心としてタクシーの適正化及び活性化を推進することが特に必要な場合と認めるとき」である（法3条等）。供給過剰のほかにも多くの要件が課せられており、とりわけ、「特に必要であると認めるとき」という要件の存在に注意する必要がある。

このことに、既に準特定地域が指定され、従前の特定地域を上回る規制が課せられている中で、新たに指定される特定地域においては、これをさらに上回る極めて強い規制が課されることを併せ考えると、指定基準を定めるに当たっては、特定地域が極めて限定的にのみ指定されるよう、慎重な検討がなされるべきである。

（2）国交省の指定基準案の問題点

1. 指標の項目が不十分かつ不明確であること

現在国交省が検討している指標は、①運転者の賃金水準、②車両の稼働効率、③事業者の収支状況、④地域の意向、の4つのみである。しかしながら、法はそのほかにも「事故の発生の状況」や「利用者の利便の確保」などの指標を考慮したうえで立法趣旨に照らして「特に必要な場合と認めるとき」という要件を必要としており、上記4つの指標だけでは指定基準として不十分である。しかも、この各指標の評価方法が極めて恣意的かつ不明確である。

2. 利用者の意向の反映方法が不明確であること

利用者の意向は、地域に設立される協議会に利用者代表等が参加することにより、協議会が協議する地域全体のタクシーの減車や需要活性化等に関する計画に反映できるとされているが、協議会における投票ルール（議決権の付与等）は協議会の会長が定めることとなっており、利用者の意向が十分に反映されるかどうか、極めて憂慮すべき運用となっている。

3. 広範囲の規制強化

国交省の指定基準案を適用した場合、「地域の意向」の指標によっては、日本

中の約6割のタクシーに特定地域の規制が及ぶことになり、裁量権の逸脱は明らかである。

三 結論

- (1) 現在、国交省が策定している4つの指標では不十分であるので、「事故発生の状況」と「利用者の利便の確保」の指標、及び、「特に必要な場合」と判断するための指標を新たに加えるべきである。
- (2) 採用する指標は、何れも客観的かつ明確に評価可能なものとするべきである。
- (3) 協議会の意見に利用者の意向が十分反映されるよう、その運用方法には十分配慮すべきである。
- (4) 特定地域における規制が、独禁法の適用除外、新規参入・増車の禁止、違反者に対する刑罰の制裁というきわめて強いものであること、また、特定地域の指定が「特に必要な場合」に限定されていること、に鑑みると、指定基準を適用した結果、特定地域内の営業車両総数が、全国の営業車両総数の半数を有意に下回る割合とすべきである。
- (5) 運転者の賃金水準を向上させるには、最低賃金の遵守、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、給与体制の再構築（歩合給と固定給のバランスの見直し）など雇用環境の改善が何より重要である。衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、国土交通省は早急に雇用環境の調査と改善に取り組むべきである。

法施行3年後の見直しに向けて、国土交通省は、①運転者の賃金水準の向上、②サービス面の競争の活発化など利用者利便の向上、の2点を中心に地域ごとの効果を検証し、毎年発表すべきである。

以上